

倒産事件の費用の予納及び手続の遅滞の防止等に関する申入書

2020年（令和2年）5月13日

佐賀地方裁判所所長 青木 晋 殿

佐賀県弁護士会

会長 富永 洋 一

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、政府は、本年4月7日、「国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ」と題した新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（以下「緊急経済対策」という。）を閣議決定した（同月20日改訂）。

政府は、同緊急経済対策において、我が国の経済の現状について、「感染症拡大の影響により大幅に下押しされており、国難とも言うべき厳しい状況に置かれている」との認識を示したうえで、国が取り組むべき施策として、「事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援」、「生活に困っている人々への支援」を掲げ、新型コロナウイルス感染症が我が国の社会経済に与える影響が甚大なものであることに鑑み、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている国民に対して、公租公課等の納付期限の延長や納付の猶予・減免等も含め、緊急に必要な措置を講ずるとしている。

県内においても、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により、事業の休業や廃業、倒産を余儀なくされ、人々が時短勤務や休業、失業に追い込まれるなどの事態は急増しており、中小零細企業の収支状況や人々の生活状況は急速に逼迫している。

そして、政府は、本年5月4日付けで、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を改訂し、特定警戒都道府県以外の特定都道府県においては、県下における感染の状況を踏まえつつ、より社会経済活動の維持との両立に配慮した取組に移行していくとした上で、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う官公庁等においては、十分な感染拡大防止対策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務を継続することを求めている。

当会は、これら政府の緊急経済対策並びに基本的対処方針の趣旨に鑑み、国民の権利を守り、国民生活・国民経済の安定を保つべき裁判所に対し、倒産事件の費用の予納等及び手続の遅滞の防止等に関して、当面の間、下記の措置を講ずるよう申し入れる。

記

- 1 倒産事件の手続開始は、もとより迅速性が要求され（任意的口頭弁論）、開始決定の遅滞が、強制執行等の他の手続の効力や再生債権の遅延損害金等、申立人の権利義務に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、緊急事態宣言下においても、遅滞なく速やかに手続開始の決定を行うこと
- 2 個人の破産事件については、管財人による調査等の必要性につき慎重に検討し、平成30年2月22日付け「同時廃止事件と管財事件の振り分けについて（担当裁判官申合せ）」の基準の範囲内で、同時廃止による処理を積極的に活用すること
- 3 予納金の額、納付期限、定期に積み立てるべき額等を定めるに際しては、申立人の就労の状況その他収支・財産の状況等につき、これまで以上に慎重に留意するとともに、必要に応じて、予納金の納付期限の延長、法令の趣旨に反しない範囲での定期に積み立てるべき額の減額・猶予等の柔軟な対応を検討すること。
- 4 予納金の積立額が一定額に達したときは、管財人等の候補者の意見を聴いて、手続開始決定を先行させるなどの柔軟な対応を検討すること
- 5 特に必要があるときは、破産法23条1項所定の国庫からの費用の仮支弁の活用を検討すること
- 6 債権者集会の招集を行う事件については、緊急事態宣言下であることを理由に一律に集会期日を延期するのではなく、破産債権者の数、関心度等を考慮し、感染症拡大防止対策を講じた上で、集会期日を極力開催し、手続の遅滞の防止に努めること

以 上